

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

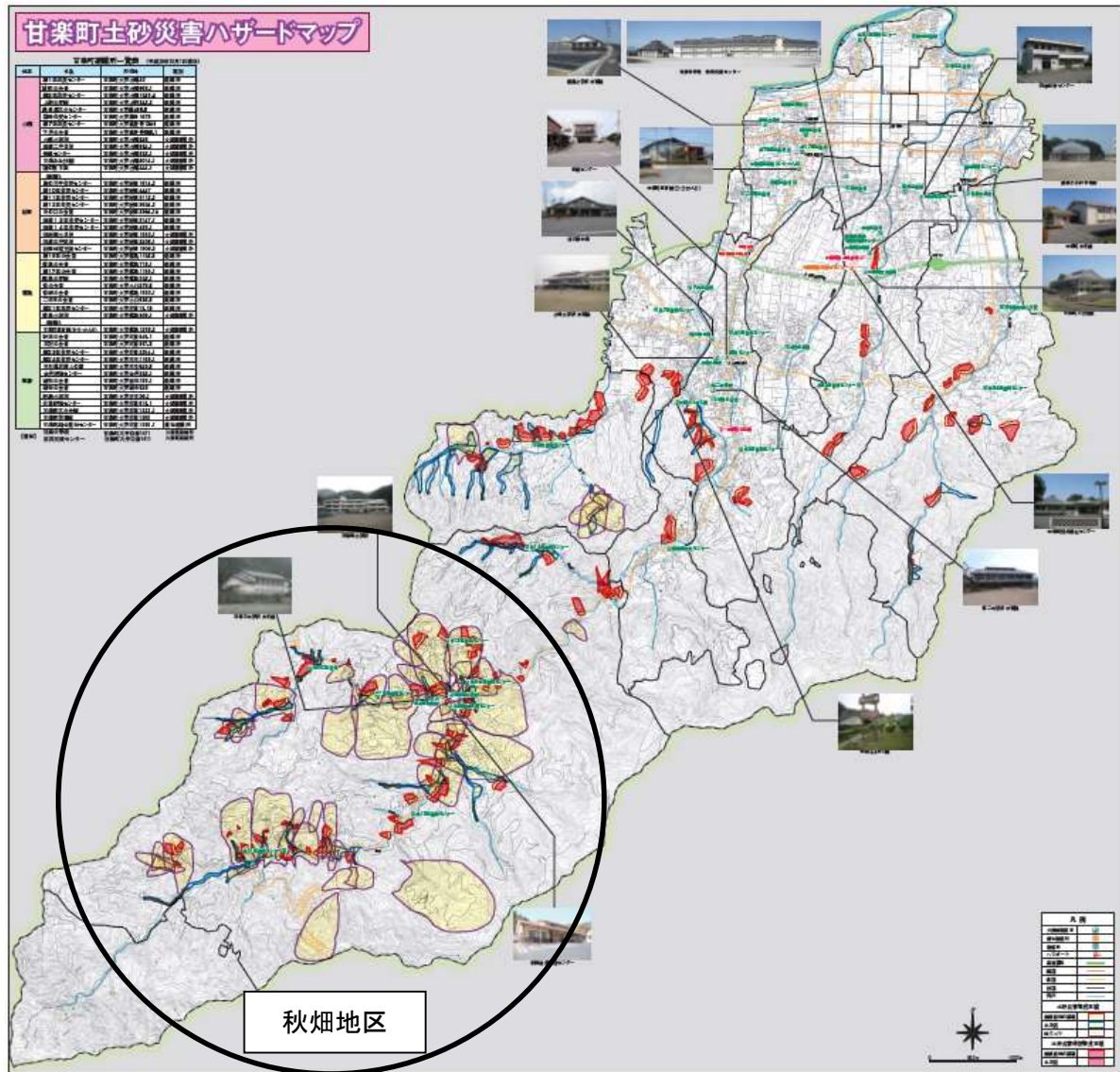
1 現状

(1) 地域の災害等のリスク

【土砂災害：甘楽町土砂災害ハザードマップ】

甘楽町の土砂災害ハザードマップによると、甘楽町南部に位置する「秋畑地区」においては、広範囲にわたって土砂災害警戒区域に指定されている。その他地区においても、特に危険性が高いとされる土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が点在している。これらの警戒区域には、当地の基幹産業ともいえる製造業者が集積するエリアが存在することもあるため、土砂災害が起これば大きな被害が想定される。

商工業者へのリスクとしては、工場や設備への被害、道路寸断による物流の停滞、ライフラインの停止、従業員の出勤困難等により、生産活動が停止または大きく制約される可能性がある。また、納期遅延などにより取引先にも影響が及ぶことが想定される。



(近年の被害状況)

- ・令和元年 10 月 台風 19 号 (令和元年東日本台風) 被害

被害状況

- ・避難所への避難者 1029 人
- ・住宅被害：一部損壊 3 棟・床上浸水 2 棟
- ・道路 19 箇所、橋梁 1 箇所、河川 1 箇所、公園 1 箇所、林道 14 箇所
農業施設ほか 26 箇所、水道施設 9 箇所、県管理道路・河川 52 箇所
- ・停電：秋畑地区 300 戸、天引・白倉地区 100 戸
- ・秋畑那須地区 電話不通 (含携帯電話)

県道富岡神流線 戦場付近



復旧前



復旧作業中

【地震：地震ハザードステーション (J-SHIS)】

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度 5 強以上の地震が今後 30 年間で 33%～54%程度の確率で発生すると予想されている。

商工業者へのリスクとしては、建物や設備の被害、ライフラインの停止、交通・物流の混乱、従業員の出勤困難等により、商工業者の事業活動が大きく制約され、営業停止や売上減少など事業継続に影響を及ぼすことが想定される。

【洪水：群馬県洪水ハザードマップ】

群馬県洪水ハザードマップによると、当会地域においては、浸水の危険性は指摘されておらず、今後も洪水被害の発生は少ないと想定される。

【その他】

当町は内陸性気候であるが比較的温暖で、雪の災害は少ないと考えられているが、降ひょうや大雪が甚大な被害をもたらすことがある。平成 8 年 7 月の降ひょうではコンニャク、キウイフルーツ、キュウリ、リンゴ、トウモロコシ等被害面積は 290 ha となり被害金額は 349,720 千円におよんだ。また、平成 26 年 2 月の大雪被害では、本町の最深積雪は 80 cm に到達し、軽傷者 2 名、住宅一部損壊 111 棟、その他工場、倉庫、物置、車庫、カーポート等損壊多数による被害総額は 251,513 千円におよんだ。

商工業者へのリスクとしては、工場・店舗・倉庫等の施設被害や交通機能の低下が発生する可能性がある。これにより物流の停滞、従業員の出勤困難、ライフラインの障害などが生じ、商工業者の営業・生産活動が制約されるとともに、納期遅延等により取引先への影響が及ぶことが想定される。

【感染症】

新型インフルエンザは、2009 年の大流行以前にも 1968 年の香港かぜ、1957 年のアジアかぜ、1918 年のスペインかぜといよ、一定の周期で流行を繰り返している。また、新型コロナウイルスのように、有効な対処方法が存在しない感染症が全国で流行した場合、当町においても多くの住民の生命及び健康に重大な影響を与える。

商工業者へのリスクとしては、従業員の感染や出勤停止による人手不足、外出自粛による来客減少、原材料や部品の供給停滞などにより、商工業者の営業・生産活動が制約される可能性がある。また、事業所内で感染が発生した場合には一時的な操業停止や納期遅延が生じ、取引先にも影響が及ぶことが想定される。

（２）域内の商工業者の状況

・商工業者等数 ５７０人

・小規模事業者数 ５０１人

（うち事業継続力強化に取り組んでいる小規模事業者は６７人）※当会支援実績より（R1～）

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数 （うち事業継続力強化に取り組んでいる者）	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	１０３	９２（１９）	地域内に広く分布している
	製造業	１８０	１５８（３０）	地域内に広く分布している
	卸売業	２１	１８（０）	地域内に広く分布している
	小売業	８４	７４（０）	地域内に広く分布している
	飲食・宿泊業	２５	２２（２）	地域内に広く分布している
	サービス業	１１３	９９（１２）	地域内に広く分布している
	その他	４４	３８（４）	地域内に広く分布している

（R3 経済センサス活動調査による）

（３）これまでの取組

１）甘楽町の取組

- ・甘楽町地域防災計画の策定
- ・甘楽町業務継続計画（BCP）の策定
- ・防災対策の拠点である甘楽町防災交流センターを設置し、防災情報の発信、防災用資器材等の備蓄及び保管などを実施

２）甘楽町商工会の取組

- ・事業継続計画（BCP）の策定
- ・自然災害発生時に会員被災情報の収集
- ・事業継続力強化計画に関する国の政策の周知
- ・事業継続力強化計画策定のための個社支援
- ・当会員向け共済制度の周知と加入促進

３）事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・事業者 BCP の策定件数 20 者
 - ・事業継続力強化に関するセミナー 2 回
 - ・ぐんま共済協同組合と連携して推進した火災共済保有件数 90 件（うち新規 18 件）
- ※令和 3 年度～令和 7 年度の実績

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

- ①町内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。特に非会員企業について把握ができていない。
- ②地域の自然災害等リスクについて、当会、甘楽町関係部署との間で十分な議論ができていない。
- ③小規模事業者は防災意識や知識が不足しており事業継続力強化の重要性について理解していない。そのため事業継続力強化計画の策定数も伸び悩んでいる。

【対策】

- ①事業継続力強化の取組状況については、経済産業省 HP に掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や聞き取り等で把握する。
- ②甘楽町関係部署、当会で年 1 回の打ち合わせを開催し、本計画における災害リスクや支援の方針を決定する。また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。
- ③地区内の小規模事業者に対する事業継続力強化計画策定のための普及啓発（共済や資金繰りの重要性含む）、策定及び見直しに関する指導・助言を行う。

3 目標

- ・防災に関するセミナーや会報によって、地区内の小規模事業者が自然災害リスク等の把握及び事前対策の必要性を認識するための啓蒙・周知活動を行う。
- ・地区内の小規模事業者に対する事業継続力強化計画の策定支援を強化する。
- ・自然災害等の発生時における連絡体制を円滑に行うため、甘楽町と当会との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・町内の主要産業は製造業である。製造業を営む小規模事業者は地域内に広く分布しているため、これらの事業者を面的に支援し、サプライチェーンや地域経済の機能を維持することで、町内全体の小規模事業者の事業継続力強化につなげる。なお、全ての業種が地域内に広く分布しているため、甘楽町を一つの地域として考えている。
- ・支援においては、町内小規模事業者の事業継続力強化計画の策定状況が 13% 程度（商工会実績）と低いことから、事業者 BCP の策定支援に加え、被災時の事業継続力強化に係る取組として、火災共済の加入などリスクファイナンスの取組を促進する。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ①年 10 者に対して事業者 BCP の策定・見直し支援を行う。
- ②町内全体の事業継続力強化計画（BCP）の策定率を 20 %
- ③主要産業である製造業の小規模事業者においては策定率を 25 %
- ④火災共済加入の取組を 10 者に対して行う。
- ⑤上記目標達成のため、年 1 回セミナー、説明会、専門家派遣を実施する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和8年4月1日～令和13年3月31日)

2 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・事業継続力強化の取組状況については、経済産業省 HP に掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や聞き取り等で把握する。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・経営指導員による巡回時に、甘楽町ハザードマップや地震ハザードステーション (J-SHIS) 等を用いて事業所立地場所の自然災害等の発生リスクを把握・確認する。また、自然災害発生時の影響を軽減させるための取り組みや事前対策について、商工会会員事業所向けの共済制度パンフレットを用いた情報提供および啓発を行う。
- ・商工会報や甘楽町広報、ホームページにおいて、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険・共済保険の概要、事業継続力強化に積極的に取り組む小規模事業者等の紹介を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業継続の取組に関する専門家を招聘し、普及啓発セミナーを実施する。
- ・事業者 BCP (事業継続力強化計画を含む) の策定による実効性の高い取組を推進し、効果的な訓練等に関する指導及び助言を行う。BCP の策定にあたっては、専門家の協力を得ながら経営指導員がサポートを行う。

(3) フォローアップ

- ・地域内小規模事業者の事業継続計画や事業継続力強化計画の策定・認定状況をアンケートまたは聞き取り調査によって確認する。
- ・甘楽町商工会と甘楽町の担当者会議を開催し、取り組み状況に関する情報共有や今後の連携体制の改善について協議する。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・広報誌などで域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。
- ・同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

(5) 関係団体等との連携

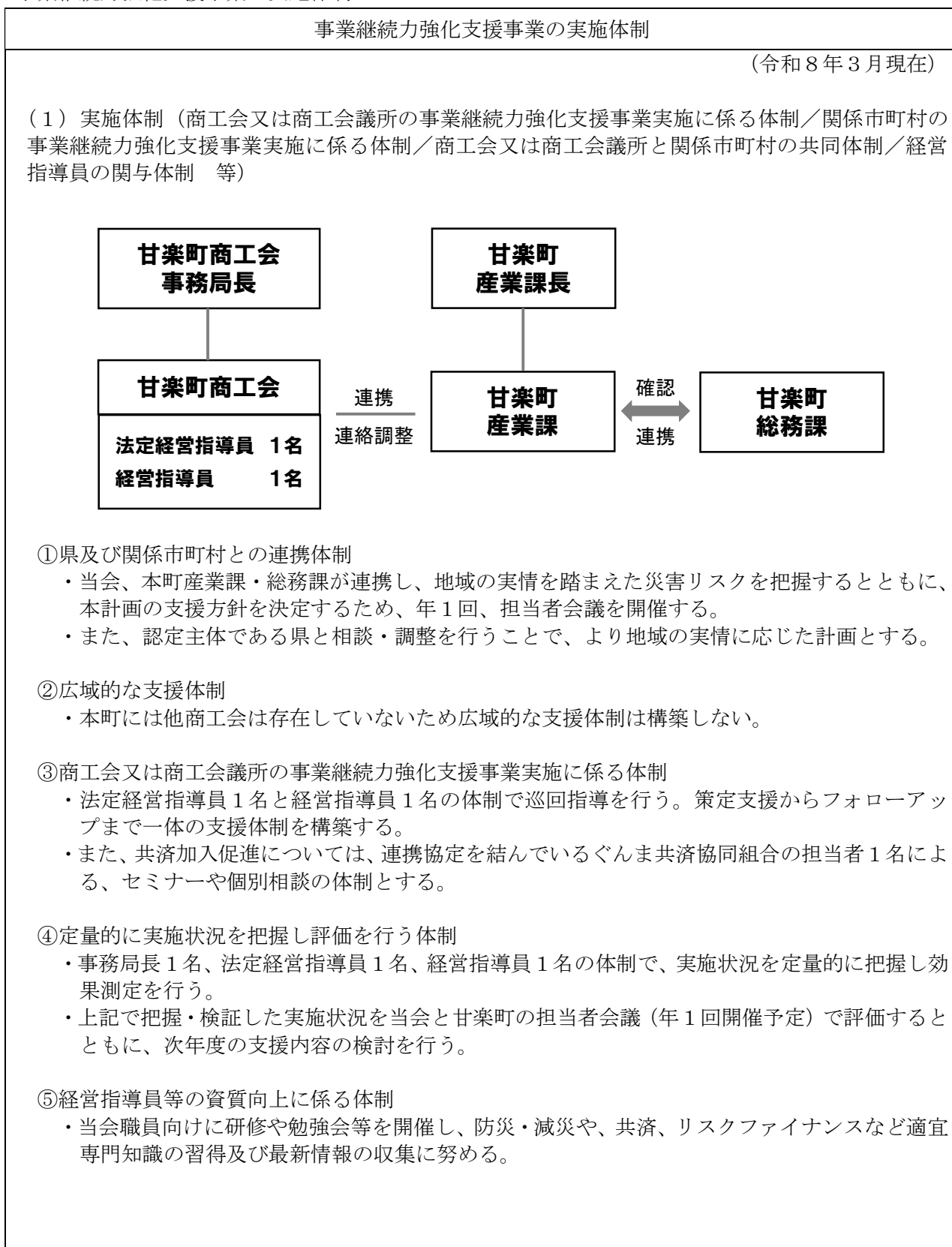
- ・群馬県商工会連合会に専門家の派遣を依頼し、小規模事業者を対象としたセミナーや事業者 BCP 策定支援を行う。
- ・連携協定を結ぶぐんま共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、事業者のリスクファイナンスに係るセミナーや相談会を実施する。
- ・連携型事業継続力強化計画の策定にあたって、(独法) 中小企業基盤整備機構の地域本部の専門家派遣を活用し、策定支援を行う。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 國定 諭 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく事業の進捗管理、見直し等フォローアップ

③経営指導員 國定 諭 は施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

甘楽町商工会

〒370-2202 甘楽郡甘楽町小幡183

TEL:0274-74-3311 / FAX:0274-74-6422 E-mail: daihyo@kanra-s.or.jp

②関係市町村

甘楽町 産業課商工観光係

〒370-2292 甘楽郡甘楽町大字小幡161-1

TEL: 0274-74-3131 / FAX: 0274-74-5813 E-mail: kankou@town.kanra.lg.jp

(4) 被害情報等報告先

群馬県産業経済部産業政策課

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

E-mail sangyou@pref.gunma.lg.jp

報告にあたっては、情報収集の取りまとめ等が容易なメールを第一に利用する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・チラシ作製費	50	50	50	50	50
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・その他経費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、甘楽町補助金、県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
ぐんま共済協同組合 代表者：理事長 広瀬 博之 住 所：〒371-0841 前橋市石倉町 4-9-10
連携して実施する事業の内容
①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ ③災害時の地区内小規模事業者に対する専門的アドバイス
連携して事業を実施する者の役割
(連携者名) ぐんま共済協同組合 高崎支店 代表者：支店長 森田和久 住 所：〒370-0006 高崎市問屋町 2-7-8 高崎商工会議所会館内 (役割) ①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ ③災害時に活用できる保険商品等の案内 (効果) 連携することで、災害リスクの周知から事業継続計画の策定、適切な共済提案までを一体的に支援でき、小規模事業者の安心感と防災力の向上につながる。
連携体制図等